

(参考資料) 愛知県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正新旧対照表 (様式)

改正後	改正前												
<p>様式第2号 削除</p>	<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 公 示 通 知 書</p> <p>不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、 行政手続法第15条第3項 愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第15条第3項の規定により、下記のとおり公 示する。 なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付す る。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(行政庁) 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">聴 聞 の 件 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の名あて人 となるべき者の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 聞 の 期 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 聞 の 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所 在 地</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったもの とみなされます。</p>	聴 聞 の 件 名		不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名		不利益処分の名あて人 となるべき者の住所		聴 聞 の 期 日		聴 聞 の 場 所		聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所 在 地	
聴 聞 の 件 名													
不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名													
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所													
聴 聞 の 期 日													
聴 聞 の 場 所													
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所 在 地													

改正後

改正前

様式第 17 号 削除

様式第17号(第16条関係)

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、
行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項
愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項
の規定により、下記のとおり公示する。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつで
も交付する。

年 月 日

(行政庁)



記

不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	
口頭による弁明の機会 付与の有無	
口頭による弁明の機会 付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書
の送達があったものとみなされます。